

調査報告

残留農薬に起因する農産物の回収事例調査と対策—GAP（農業生産工程管理）の活用—

一般財団法人 日本 GAP 協会 くろこうち しん よこみぞ たろう
黒河内 伸・横溝 太郎

はじめに

農産物における残留農薬の基準は安全性を考慮して極めて安全な領域に設定されていて、これを超過することのないように農薬の使用基準が定められている。加えて残留農薬の基準値を超過した場合は市場から農産物を回収・廃棄するという非常に厳格なルールで食の安全性を確保している。

2006 年には日本でポジティブリスト制度が導入され、農産物の残留農薬の検査体制が整えられ、農薬ごと、作物ごとに許容される残留農薬の基準値が決められた。また、適用のない場合には一律基準値（0.01 ppm）が決められた（厚生労働省，2005 a；農林水産省，2006）。残留値を検査する手法として多成分一斉分析法などの方法で、数百種類の農薬を一度に分析できる体制もとられてきている（厚生労働省，2005 b）。これらの手法により、当該農家が使用していない農薬について、他所からのドリフト等により農産物に付着した場合でも基準値超過となってしまう。検査には 2 種類あり、収去検査と自主検査がある。収去検査は保健所などの公的機関が市場から農産物を収去して分析する検査であり、自主検査は生産者が自主的に検査するものである。2021 年に厚生労働省が、自主回収報告制度を創設し、食品リコール情報を公開するサイトを設置してより多くの情報が得られるようになった（厚生労働省，2021）。

残留農薬に起因する農産物の市場からの回収事例について、どのようにその事案が発生したかの詳しい内容を調査し、情報を共有化することは、再発防止や未然防止にも役立てることができる。日本 GAP 協会では、2006 年から継続して関連情報を収集してきており、2022 年末までに 201 件の事例を集積した。その情報の要因分析を行い、結果をまとめて日本農薬学会誌に発表した（黒河内ら，2024）。今回の報告を作成するにあたり、用い

たデータ源は学会誌に用いたものと同一であるが、必要と思われる検証を加え、また観点を变えてデータを見直すことにより新たに作成した。これにより特に生産者の参考となるよう心掛けた。

また GAP（農業生産工程管理）の手法は農薬の適正使用を推進するうえで有効であることから、農薬関連作業の工程管理を推進することが求められている（農林水産省，2007）。残留農薬に起因する農産物回収事例を少なくするために、日本 GAP 協会が推進する JGAP における具体的な方策についても詳しく解説する。

I 残留農薬に起因する農産物の回収原因

2006 年から 2022 年末までの 201 事例についてその原因を調べたところ、表-1 に示すような各種原因に分類することができた。全 201 事例を原因別の割合で示したのが図-1 である。ドリフト、適用外使用、使用基準違反、機器洗浄不足などが上位の原因として認められた。この 4 項目が、原因の大部分を占めることを示している。

1 食品衛生法違反と農薬取締法違反について

201 例中、大多数の事例は分析検査の結果、残留農薬の基準を超過したことが判明したために回収されたものであり、食品衛生法違反に該当する。この事例が圧倒的に多く、農薬取締法違反の 3% を除く全体の 97% を占めた〔図-1、適用外使用（農）〕。

一方、農薬使用記録などの出荷前確認が、繁忙期などで遅れたため、出荷されてしまい回収となった事例も少数ながらあった（3%）。このような事例は、農薬取締法違反に該当すると考えられ、全て適用外使用であることが判明している。図中では適用外使用（農）と表記した（図-1）。

もし出荷前に違反が判明していれば出荷停止となり、回収する必要もなく、公表もされないで、その事例は明らかではない。しかし、農薬使用記録の確認を出荷前に確実に行っている生産者が多ければ、かなり高い割合で違反農産物の出荷を未然防止できているのではないかと推測される。農薬使用記録を正確に記録し、出荷前に確認する方法は、分析結果が判明してから回収するより

Case Study on the Withdrawal of Farm Products due to Pesticide Residues and its Countermeasures. —Improvement by GAP (Good Agricultural Practices)— By Shin KUROGOCHI and Taro YOKOMIZO
(キーワード：残留農薬，農産物回収，GAP)